

小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針

～小学校と中学校を“つなぐ”～

【概要版】

本方針について

板橋区では、平成22年度から、中学校単位に小学校と中学校をグループ化した「学びのエリア」による小中連携教育を導入し学校教育の充実を図ってきた。令和2年度からは、この小中連携教育での取組を発展させ、学びのエリアごとに9年間の「めざす子ども像」と、それを実現するための教育活動の「基本方針」を設定・共有するとともに、義務教育9年間を通して、エリアの小・中学校が一体となって児童・生徒を育んでいく小中一貫教育をスタートさせた。

こうした背景に加え「いたばし魅力ある学校づくりプラン」「平成29年度 小中一貫教育に関する検討会検討報告書」「いたばし学び支援プラン2021」などの各種計画等に基づき、板橋区において小中一貫型学校的施設整備を検討する際の基本的な考え方（仕様）を示し、まとめているものが本方針である。

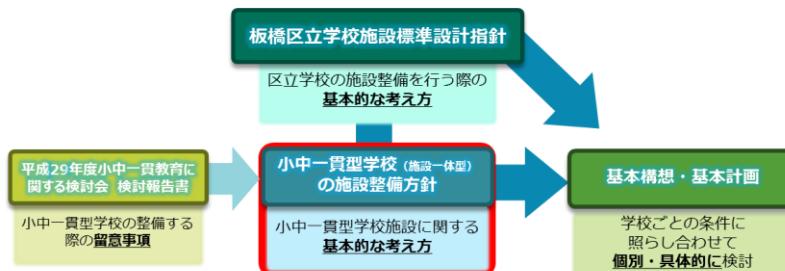
本方針の検討は、教育委員会事務局内に学校運営に関わる実務者（係長級）で構成した「小中一貫型学校整備プロジェクトチーム」を令和2年8月に設置し、校長会等において現場で働く教職員の意見を吸い上げながら進めてきた。

令和4年2月、「小中一貫型学校整備プロジェクトチーム」における検討内容を本方針「小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針～小学校と中学校を“つなぐ”～」として取りまとめた。

1 小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備

- 本方針は、板橋区において小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備を検討する際に、**学校施設整備の基本的な考え方**を示すためにまとめたものである。

施設整備項目の詳細については、検討する学校ごとの敷地条件や周辺環境などを踏まえ、建築にかかる基本構想・基本計画および設計の際に、個別具体的に検討を行う。



- 本方針内容は、「**施設一体型**」を前提としている。

小中一貫教育に関する施設形態	校舎の設置例		
①【施設一体型校舎】 小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている（小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む）			
②【施設隣接型校舎】 小学校と中学校の校舎が同一敷地または隣接する敷地に別々に設置されている			
③【施設分離型校舎】 小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている			
④その他 施設一体型校舎と施設分離型校舎が併存している場合など			

- 「施設隣接型」や「施設分離型」において、小中一貫型学校施設として整備する際は、学校運営や施設整備上の工夫など更に新たな視点を付け加えて検討していく。

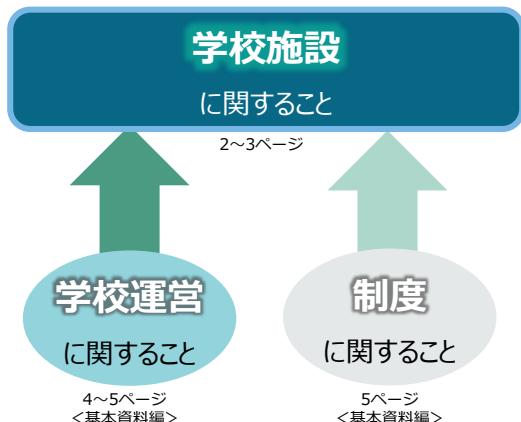
2 本方針における検討項目

- 小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備にあたり、検討すべき項目を
 - ・「学校施設」に関すること
 - ・「学校運営」に関すること
 - ・「制度」に関すること

に分け、項目ごとに基本的な考え方を示している。

- 本方針は施設整備の方針であるため、「学校施設」に関することがメインテーマではあるが、学校施設を検討するためには、施設一体型での学校運営方法をイメージすることが重要であると考え、「学校運営」に関することや「制度」に関することについても一定の考え方を示している。（基本資料編中の4ページ以降参照）

- これらのことと踏まえ、施設一体型の「学校施設」における基本的な考え方を示している。



3 「学校施設」に関すること

- 小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）の施設整備においては、小・中学校間の運営上の違いに配慮しながら、9年間一貫した教育活動を含めた学校運営を可能とするとともに、児童・生徒の発達段階や、ユニバーサルデザインに配慮した施設環境を整備する。
- 板橋区において、小中一貫型小学校・中学校の施設整備を行う際には、「平成29年度 小中一貫教育に関する検討会 検討報告書（平成30年4月 板橋区教育委員会）」の施設面の留意事項、本方針の基本資料編、他自治体の先行事例などを参考にしながら整備していく。
- 当該校の基本構想・基本計画および設計に落とし込んでいく際には、板橋区立学校施設標準設計指針や本方針を基本としながらも、各々の校地面積や計画規模、敷地条件および当該校・当該地域の特性などに合わせ個別具体的に検討する。

フロア構成・ゾーニング

- 学年段階の区切りは「6-3」を基本としてゾーニングしながら、小学校と中学校を“つなぐ”円滑な移行のための期間という考え方を取り入れた配置計画とする。
- 配置計画は、ゾーニングやフロア区分、教室環境による成長段階に応じた変化のある演出（色分け・材質分け）など児童・生徒が自らの成長を実感できる工夫を行うとともに、生活時程の違い、試験期間・校内放送・チャイムの運用などに配慮した計画とする。

校庭

- 小学校と中学校との合同行事に対応できる広さを確保する。
- 小学校の遊び場（特に放課後の「あいキッズ」での活動）と、中学校の部活動の実施場所とを明確に区別することや、同じ時間帯に別々の活動を可能とするために、校庭および運動スペースをサブグラウンド・中庭・広場・屋上等を含んで複数か所確保することを基本とする。

屋内運動場（体育館）

- 小学生用と中学生用として利用できるように複数か所整備する。
- そのうち片方の屋内運動場スペースは、全校集会や始業式・終業式などの式典の際に9学年が一斉に入れる広さを確保する。

プール

- 利用可能期間を延ばす方法を採用したうえで、小学生と中学生とで共用するプールを1か所設置する。
- なお、地域条件によって、近隣の体育施設（プール）を利用するファシリティマネジメントの視点を取り入れ、プール設置の検討を行ふ。

普通教室

- 異学年交流、少人数指導による学習、グループ学習などの多様な学習集団・学習用途に弾力的に対応できる教室環境を整備する。
- 小学校段階の低・中・高学年用および中学校段階用とそれぞれ教室周辺の利用環境を考慮して普通教室などを配置する。

特別教室

- 家庭科室は、5年生からの利用および授業時間数に鑑み、小中共用で1か所とする。
- その他、稼働率により、小中共用や別用途との兼用、バックヤードの共用使いなども検討する。

特別支援教育関係室

- 特別支援学級（固定）は、同じ環境で9年間を通した“つなぐ”支援・指導を行っていくため、同じフロアへの配置を基本とする。
- 同じフロア配置が難しい場合でも連携しやすい室配置とするよう配慮する。

職員室・管理諸室

- 職員室は1か所とし、小・中学校の教職員が連携して情報の共有、教育内容の充実、学校運営の円滑化を図ることができるようする。
- 保健室は、1か所もしくは複数か所の配置とし、使用頻度や来室目的を考慮し発達段階に応じた心と体への対応に配慮できる空間とする。

給食室・配膳室

- 給食室、食材搬出入口、調理員休憩室は1か所とし、食材納品を考慮し1階（道路に接する階）に配置する。
- 小・中学校の調理が可能となるよう2系統調理の設備及び面積を確保する。
- 運搬動線を考慮した配膳室や小荷物昇降機の設置を計画する。

学校図書館

- 当該校のフロア構成・ゾーニングにより1か所もしくは複数か所とし、発達段階に応じた室内レイアウトや学年段階ごとの利用を想定した配置とする。
- 調べ学習室等としての役割、多目的スペースとの連携、「あいキッズ」の兼用拠点などを考慮し、校舎内の利用しやすい位置に配置する。

多目的スペース

- 児童・生徒の動線を考慮して利用しやすい位置に適宜配置する。
- 異学年交流や学びのエリアの他の小学校の児童との交流も考慮したスペースとする。

昇降口

- 防犯対策を考慮したうえで、安全かつ円滑に入り出しができるアプローチ方法や通路幅・空間を確保する。
- 学校規模によっては、屋外での異学年の交流に配慮しつつ、昇降口を分散して計画する。例えば、低学年では校庭から直接教室に入るアプローチ方法なども検討する。

地域開放

- 保護者や地域住民などが学校運営を支援する取組の利用も考慮した計画とする。
- 地域に開放する施設や範囲をゾーニングし、学校や地域の特性に応じた防犯対策・安全性を確保したうえで、休日利用も踏まえた地域利用のできる室として計画する。

あいキッズ

- 学校活動に支障がないように配慮しつつ、「あいキッズ」の活動拠点を設ける計画とする。
- 校庭・屋内運動場（体育館）・学校図書館・一部の特別教室などは「あいキッズ」との兼用使いを基本としたゾーニングを行う。

学校家具・備品類

- 児童・生徒の発達段階、利用方法などを踏まえ、耐用性・安全性を確保し、体格に合った家具・備品類を計画する。
- 児童・生徒のタブレット端末の使用などICT環境や教職員の働き方改革の視点などの社会情勢の変化に対応できるようフレキシブルな家具・備品類の計画を検討する。

共用部分

(階段・トイレ・手洗い場など)

- 児童・生徒の発達段階の違いを考慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ全体共用部分の計画を行う。

防災備蓄倉庫

- 当該校のハザードマップでの指定状況や避難所として主に利用することとなる屋内運動場（体育館）との物資運搬動線を考慮した配置計画とする。



小中一貫教育の主な経過

- 板橋区では、学校教育の充実を図るため、平成22年度から中学校単位に小学校と中学校をグループ化した「学びのエリア」による小中連携教育を導入し、令和2年度からは、この小中連携教育での取組を発展させ、学びのエリアを核とした小中一貫教育をスタートしている。



小中一貫型学校における制度類型

- 板橋区では、「学びのエリア」において、施設分離型の施設状態での小中一貫教育を基軸としているため、小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える一方で、同じ「学びのエリア」の複数の小学校同士が連携することも重要な要素となる。
- したがって、板橋区において小中一貫型学校を設置する場合の制度類型は 既存の小学校と中学校の枠組みを生かして小中一貫教育を行うことのできる『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』を選択する。

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校（中学校併設型小学校・小学校併設型中学校）
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織運営	1人の校長、 1つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織（※） 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える ことが条件（例） ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。 ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする。 ③一括的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる。
教員免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
(※)		小中一貫教育における教育管理職等の配置について、東京都においては、小・中学校が同一敷地内にある等の条件を満たすことにより、校長1人、副校長3人等の特例的な配置を行うことができる。

- 『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』の学校整備では、小学校と中学校における教育を一貫して施す仕組みをより強化し、小学校と中学校の9年間の「学び」「居場所」を“つなぐ”。



「学校運営」に関するこ

▼ 教育内容

学年段階の区切り

- 「6～3」を基本としながらも、小学校段階と中学校段階との間に、円滑な移行のための期間を意図的に設け、学習指導面・生徒指導面をつなぐ取組を行っていく。

教科担任制

- 小・中学校の施設が一体であることによる移動面のメリット、教職員の情報共有のし易さ、小・中学校を一体的にマネジメントする教職員の組織体制を生かして効果的な取組を行っていく。

学校運営方式

- 検討する学校の敷地条件や周辺環境等を踏まえ、基本構想・基本計画の中で教科教室型や特別教室型も含めて、学校運営方式を決定していく。

部活動

- 小学校高学年から部活動への参加（希望制）を認めることを検討する。認める際は、小学校の放課後対策や教職員の働き方改革の視点なども考慮しながら、効果的に行っていく。

学校行事

- 始業式・終業式：小・中学校で合同
- 入学式・卒業式・修了式：
小・中学校別
- 文化的・体育的行事：趣旨に応じ、小・中交流の視点を取り入れる。
- 上記を基本としながら、参加人数、開催場所・時間などの制限や、行事の目的や内容に応じ、学年を区切つて実施することも可能とする。

特別支援教育

- 小・中学校の施設が一体であることを生かした効果的な取組を行い、9年間を通して支援・指導による児童・生徒の自立・社会参加に向けた取組を支援していく。
- 施設一体型の小中一貫型学校として整備する対象となった小学校、中学校の一方に特別支援学級（固定）が設置されている場合は、小中一貫型の特別支援学級（固定）とする。

▼ 学校経営

教職員体制

- 小・中学校の一体的なマネジメントを可能とする観点や、全ての教職員が全児童・生徒の指導に関わることができる体制を構築するため、管理職を含め全教職員を兼務させる。
- 板橋区では、小学校と中学校の枠組みは生かしつつ、小中一貫教育を行う小・中学校の施設が一体であることや小・中学校の組織を一体的にマネジメントすることの重要性に鑑み、全体を統括する校長1人、副校長3人の教育管理職の特例的な配置を採用する。

板橋区コミュニティスクール（iCS）

- CS委員会の設置手法について、一つのCS委員会として設置する場合や、小学校と中学校とにCS委員会を設置し必要に応じて合同で開催する場合を選択できるよう、規則改正をするなど具体的な制度整備を行っていく。

▼ その他の機能

放課後対策（あいキッズ）

- 運営・施設の両面から児童が安全に利用できるよう工夫する。
- 学校の授業や部活動などで使用しない日時を共有し、空き時間を「あいキッズ」が利用するなどの運営を行う。
- 学校図書館や特別教室等を兼用拠点として利用可能なゾーニングを行う

PTA活動

- PTA組織は任意団体であるため、当該校の保護者や地域・学校関係者などの意見を十分に踏まえて、必要に応じてPTA活動を支援するための環境整備を図る。

地域開放

- 「東京都板橋区立学校施設開放条例」（平成27年板橋区条例第50号）に基づき、学校教育上支障のない範囲内で、地域に開放する学校施設機能についての環境整備を図っていく。

防災

- 児童・生徒の避難動線や指定避難所としての機能および防災備蓄倉庫の物資運搬動線などを考慮した環境整備を図っていく。

◆ 「制度」に関するこ

通学区域

- 区内には小・中学校の通学区域と学びのエリアが一致していない区域が多くあるため、今後、区域ごとに現状課題を抽出し、整合性を図るために方策を検討していく。
- 小中一貫型学校整備に伴い生じる通学区域の見直しについては、関係する学校の地域関係者や学校関係者の代表者などで構成する「（仮称）小中一貫型学校設置準備委員会」で検討した内容を尊重し、区教育委員会が決定する。

入学予定校変更希望制

- 通学区域外から入学予定校変更希望制により小中一貫型小学校へ入学した児童が、同じく通学区域外から小中一貫型中学校へそのまま一貫的に進学を希望した場合に、入学予定校変更希望制の手続きにより入学を優先できるように規則改正をするなど具体的な制度整備を検討していく。

学びのエリアの他の小学校へのサポート

- 教育内容（学ぶ内容）は、小中一貫型に関わらず区立小・中学校全て同一である。
- 小中一貫型学校が設置される学びのエリアにおいて、他の小学校も構成されている場合、その小学校児童が、小中一貫型中学校へ進学する際の環境上の差が生じないように学びのエリアの取組内容に対する適切なサポートを充実させていく。（例：中学校での体験的な授業・活動の参加、小・中学校相互の乗り入れ授業など）